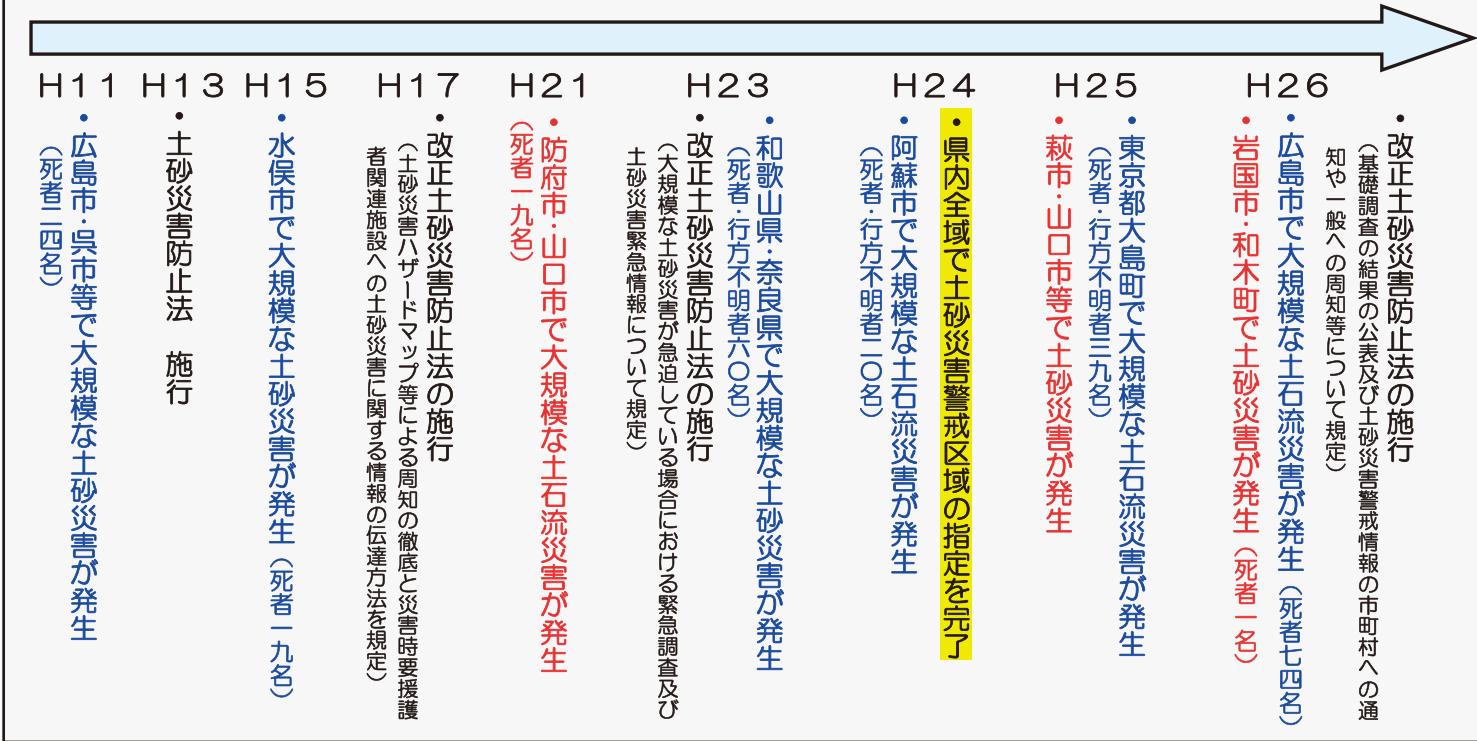


●土砂災害防止法のあゆみと主な土砂災害



※ H25 以前の死者数等(県外)は、国土交通省「過去に発生した降雨に伴う大規模な土砂災害について(H26.8.29)」による。

H25.7.28 県北部



家のむ土砂、濁流



お問い合わせ先：山口県 土木建築部 砂防課

〒 753-8501 山口市滝町 1-1

TEL : 083-933-3750 FAX : 083-933-3769

Email : a18500@pref.yamaguchi.lg.jp

H26.8.6 県東部



岩国豪雨 2人死亡・不明



H25.7.29 山口新聞

H26.8.7 山口新聞

土砂災害から『いのち』を守るために

-土砂災害防止法による土砂災害特別警戒区域の指定-



平成 21 年 7 月 21 日に発生した防府市の土石流災害



山口県 土木建築部 砂防課

土砂災害に関する防災情報を

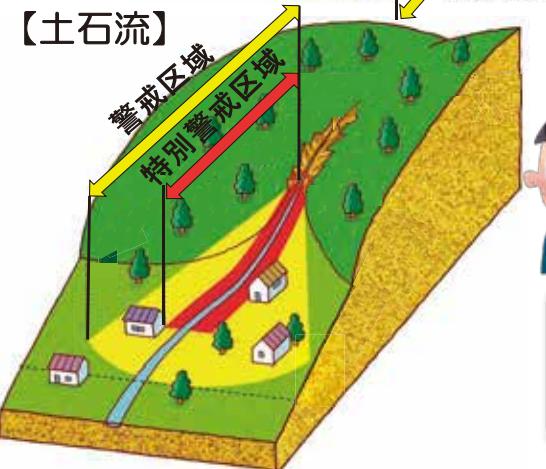
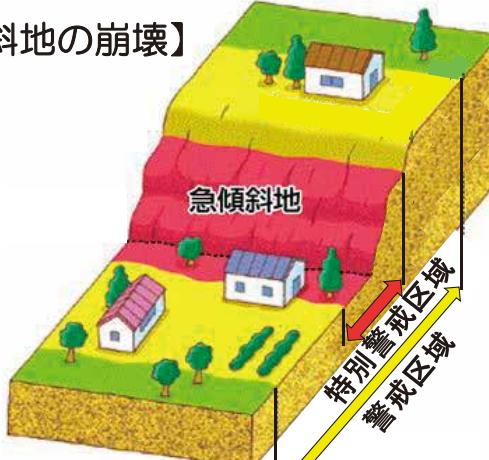
県ホームページで配信しています。

『山口県土砂災害ポータル』で検索！



●土砂災害特別警戒区域とは

【急傾斜地の崩壊】



※ 土砂災害には「急傾斜地の崩壊」「土石流」のほか
「地滑り」があります。

土砂災害警戒区域

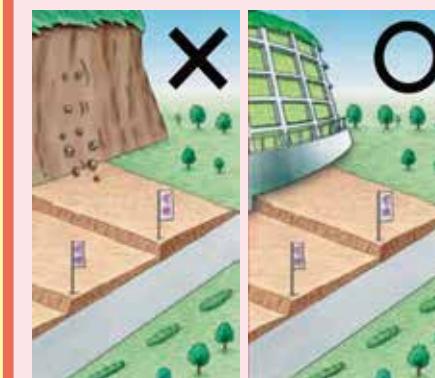
(イエローボーン)

土砂災害のおそれがある区域

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

特定の開発行為に対する許可制

住宅宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可されます。



土砂災害は突然に起こり、いのちを奪う危険性の高い、こわい災害です。
毎年、全国で1,200件程度発生しており、最近は増える傾向にあります。

建築物の構造規制

居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。

■建築物の構造 耐力に関する基準

建築物の外壁または門、塀の構造が

- ・土砂等の衝撃力に耐え得る構造であること
- ・移動又は堆積する土石等よりも高いこと

■建築物の構造 の補強事例



(国交省「土砂災害対策の強化に向けた検討会」資料より)

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域

建築物の移転勧告

土砂災害時に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。

■移転に関する支援措置

項目	住宅金融支援機構の融資	住宅・建築物安全ストック形成事業による補助
事業名	地すべり等関連融資	かけ地近接等危険住宅移転事業
事業主体	住宅金融支援機構	市町
対象要件	<ul style="list-style-type: none">・土砂災害防止法第25条第1項の規定による移転勧告を受けている住宅の移転	<ul style="list-style-type: none">・土砂災害特別警戒区域内の既存不適格住宅の移転・事業計画に基づく移転であること
内容	<ul style="list-style-type: none">・資金の融資（融資金利の優遇措置有り）	<ul style="list-style-type: none">・除却等費・建物助成費（利子補給相当額）



なぜ土砂災害特別警戒区域の指定を行うのですか？

土砂災害防止法は、土砂災害から住民のいのちを守るため、土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定を行うことにより、危険の周知、警戒避難体制の整備、開発行為の制限等の対策を推進しようとするものです。

土砂災害特別警戒区域の指定は、新規住宅の立地抑制や建築物の安全確保を図るために必要なものです。



土砂災害特別警戒区域の指定場所を知るにはどうすればよいですか？

県ホームページの「土砂災害ポータル」、市町が作成している「土砂災害ハザードマップ」、県土木建築事務所や市町での縦覧により指定場所を確認することができます。

なお、指定前にも、土砂災害警戒区域・特別警戒区域の調査結果を関係住民への各戸配布・県ホームページへの掲載・土木建築事務所や市町での縦覧によりお知らせしています。



土砂災害特別警戒区域の中にある既設の家屋に対する規制はあるのですか？

既に建っている建物については、直ちに規制は生じません。ただし、家を建て替える際や、新築・増改築などを行う場合は、建築物の構造規制の対象となります。

また、土砂災害が発生するおそれが急迫していると認められる場合には、移転勧告の対象となる可能性があります。



土砂災害警戒区域・特別警戒区域には、砂防ダムなどの土砂災害対策工事を行うのですか？

県では土砂災害が発生した箇所や社会福祉施設などの要配慮者利用施設・避難施設がある箇所など、危険度や緊急性の高い箇所から計画的に砂防ダムや擁壁などの対策工事を進めています。

県や市町のほか、事業者や個人で対策工事を行った事例（右写真）もあります。

なお、対策工事を行った場合、土砂災害特別警戒区域は解除しますが、土砂災害警戒区域は解除できません。



指定によって、資産価値の低下などの経済的な影響はありますか？

土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定は、その土地が元々もつてゐる地形等の自然の危険性を明らかにし、住民の皆様にお知らせするために行うもので、経済的な影響よりも、あくまで生命・身体を守ることを優先するという判断に基づいて行うものです。



指定には住民の同意が必要ですか？

法律上、土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定には、市町長の意見を聴かなければならぬとされていますが、住民の同意は必要な要件とされていません。しかしながら、県では、住民に土砂災害の危険性を知り、適切な避難行動等をとっていただくことが重要であることから、指定の目的や制限について丁寧な説明を行い、理解をしていただくよう努めています。

■事業者による対策工事の事例

【施工前】



【施工後】



擁壁等の施工による土砂災害特別警戒区域の解除

(社会福祉法人 るりがくえん：山口市)